

# 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 25 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 117 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 126 号

改正 平成 20 年 12 月 16 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 149 号

改正 平成 21 年 3 月 16 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 156 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 159 号

改正 平成 22 年 3 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 196 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 資産管理（第 10 条—第 12 条）

第 3 章 予算（第 13 条—第 14 条）

第 4 章 契約（第 15 条—第 29 条）

第 5 章 取引（第 30 条—第 47 条）

第 6 章 経理（第 48 条—第 52 条）

第 7 章 決算（第 53 条—第 59 条）

第 8 章 雑則（第 60 条—第 62 条）

附 則

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）の財務及び会計に関する基準を確立して、振興会の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 振興会の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成 14 年法律第 163 号。以下「個別法」という。）及び独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令（平成 15 年文部科学省令第 52 号。以下「省令」という。）その他振興会の財務及び会計に関し

適用または準用される法令の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(会計の原則)

第3条 振興会の会計は、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日付け独立行政会計基準研究会報告書。）に定める次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- (1) 真実性の原則
- (2) 正規の簿記の原則
- (3) 明瞭性の原則
- (4) 重要性の原則
- (5) 資本取引・損益取引区分の原則
- (6) 継続性の原則
- (7) 保守主義の原則

(年度所属区分)

第4条 振興会の会計は、資産、負債又は資本の増減及び異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日により年度所属を区分するものとし、その日を決定しがたい場合は、その原因たる事実を確認した日により年度所属を区分するものとする。

(経理区分)

第5条 省令第15条に規定する経理を区分するため、それぞれ当該各号において定める事項を整理するものとし、区分間の資金の貸借取引及び繰入れは行わないものとする。

- (1) 基金区分 省令第15条第1号に規定する業務に係る経理。
- (2) 国立劇場区分 省令第15条第2号に規定する業務に係る経理。
- (3) 新国立劇場区分 省令第15条第3号に規定する業務に係る経理。

2 前項による各区分は、理事長が別に定める勘定科目表に掲げる勘定科目に区分して取引の計算整理を行うものとする。

3 前項の規定による勘定科目のほか、本館・演芸資料館、能楽堂及び文楽劇場相互間の決算整理の過程をあきらかにするため整理勘定を設けることができる。

(会計単位)

第6条 振興会の会計単位は、個別法第4条に規定する主たる事務所においてこれを総括する。

(会計機関)

第7条 振興会は、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

- (1) 契約担当役
- (2) 出納命令役
- (3) 出納役

- 2 前項に規定する会計機関のほか、事務の範囲を定めて分任会計機関を設けることができる。
- 3 前二項に定める会計機関は、理事長が任免する。
- 4 理事長は、会計機関に事故があるとき又は必要と認めるときは、会計機関の職務を他の役員又は職員に代理させることができる。
- 5 この規程のうち、第1項各号に掲げる会計機関について規定した条項（第14条第3項、第52条及び第53条を除く。）は、第2項及び第4項に規定する会計機関について準用する。

#### （会計機関の職務）

第8条 契約担当役は、契約その他収入又は支出の原因となる行為を担当する。

- 2 出納命令役は、債務者に対する納入の請求、出納役に対する現金、預金、貯金及び有価証券の出納命令を担当する。
- 3 出納役は、出納命令役の命令に基づく現金、預金、貯金及び有価証券の出納、資産の保管並びに帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務を担当する。
- 4 理事長は、前項に規定する出納役の職務について必要と認めるときは出納役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

#### （会計機関の兼務禁止）

第9条 会計機関のうち、出納命令役と出納役は兼務することができない。

## 第2章 資産管理

### （資産の価額）

第10条 振興会の資産の価額は、取得価額によるものとし、取得価額が不明のときは見積価額とし、また資産の再評価をしたときは評価額によるものとする。

- 2 個別法附則第2条第6項に規定する権利に係る財産に該当する固定資産の価額は、同条第7項及び独立行政法人日本芸術振興会施行令第1条の規定に基づき、文部科学大臣より任命された評価委員が評価した価額とする。

### （資産の保管）

第11条 振興会の資産の保管は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- （1）現金、預金若しくは貯金の通帳、信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は厳重に鍵のかかる容器に保管すること。
- （2）国債、地方債、政府保証債、その他文部科学大臣の指定する有価証券は銀行若しくは信託会社に保護預けをし、又は日本銀行に登録すること。
- （3）前各号に掲げる動産以外の動産は、その取扱責任者を明らかにして保管すること。

と。

(4) 不動産は登記すること。なお、土地については常時その境界を明らかにしておくこと。

(債権の放棄等)

第12条 理事長は、通則法第48条に定める重要な財産以外の債権の全部若しくは一部の放棄、又はその効力の変更をすることができる。

### 第3章 予算

(予算の目的及び作成等)

第13条 予算は通則法第31条第1項に基づく年度計画を基礎として、計数的な経営活動の目標を明確に示し、予算及び実績の基礎分析を通じて活動の成果を明らかにし、もって経営の効率的な運営に資するものとする。

2 予算は一の事業年度を一の期間として、当該期間の開始前に年度計画予算、収支計画及び資金計画をあわせてこれを作成するものとする。

3 前1項の規定による年度計画は、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出るものとする。

(予算の執行)

第14条 振興会は、年度計画に基づいて、合理的かつ能率的な運営を図るものとする。

2 前項の規定により契約担当役は、予算差引簿を備えなければならない。

3 第7条第2項の規定に基づき分任会計機関を設けたときは、契約担当役は、その事務の遂行に必要と認める予算を分任契約担当役に配分するものとする。

### 第4章 契約

(一般競争契約)

第15条 契約担当役は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結しようとするときは、公告して申込みをさせることにより競争（以下、「一般競争」という。）に付きなければならない。

2 一般競争は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

3 契約担当役は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格による入札者と契約しなければならない。ただし、支払の原因となる契約の入札価格が当該契約の履行にあたり著しく不適當であると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこ

ととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で別に定めるところにより、申込みをした他の者と契約することができる。

4 契約担当役は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格（予定価格の範囲内のものに限る。）及びその他の条件が振興会にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの。）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（一般競争に参加させることができない者）

第16条 契約担当役は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第17条 契約担当役は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。
- （2）公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- （6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 指名競争及び随意契約における業者の選定においても、前2項を準用するものとする。

（契約担当役が定める一般競争参加者の資格）

第18条 契約担当役は、必要があるときは、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 契約担当役は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該

資格を有するかどうかを審査しなければならない。

- 3 契約担当役は、第1項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 4 契約担当役は、第1項から第3項に規定する者に加え、物品の製造・販売等の競争契約に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、一般競争参加者の資格を得た者として認めるものとする。
- 5 指名競争の競争参加者の資格については、第1項から第4項を準用するものとする。

第19条 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、定めるところにより、前条第1項又は第4項の資格を有する者につき、更に当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(指名競争契約)

第20条 契約担当役は、契約を締結しようとする場合において次の各号の一に該当するときは、第15条の規定にかかわらず指名競争に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がないとき。
- (2) 一般競争に付することが不利と認められ、その不利と認められる理由が次のアからウまでの一に該当するとき。

ア 関係業者が通牒して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。

イ 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって、検査が著しく困難であるとき。

ウ 契約上の義務違反があるときは、振興会の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

- (3) 契約にかかる予定価格が少額で次のアからカまでの一に該当するとき。

ア 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

イ 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

ウ 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

エ 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。

オ 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。

カ アからオ以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、指名競争の場合に準用する。

(一般競争に関する規定の準用)

第21条 第16条及び第17条の規定は、指名競争の場合に準用する。

(指名競争参加者の資格)

第22条 契約担当役は、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、第18条第1項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、契約担当役が前項の規定により資格を定めた場合に準用する。

3 前項の場合において、第1項の資格が第18条第1項の資格と同一である等のため前項において準用する同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該審査及び名簿の作成は、行わず、同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。

(指名基準)

第23条 契約担当役は、前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めるものとする。

(随意契約)

第24条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、第15条及び第20条の規定にかかわらず、随意契約をすることができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 急迫の際で競争に付する時間的余裕がないとき。

(3) 競争に付することが不利と認められ、その不利と認める理由が、次のアからオまでの一に該当するとき。

ア 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

イ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。

ウ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入なければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

エ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

オ 常時保守業務等を委託している事項に直接関連する軽微な工事等の契約を、現に履行中の契約者以外の者と締結することが不利であるとき。

(4) 契約にかかる予定価格が少額で次のアからカまでの一に該当するとき。

ア 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

イ 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

エ 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。

オ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。

カ アからオ以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

- (5) 運送又は保管をさせるとき。
- (6) 官公署及びその他の特別法により設立された法人との間で契約をするとき。
- (7) 外国で契約をするとき。
- (8) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき若しくは落札者が契約を結ばないとき。

2 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ、契約をしようとする事項の予定価格を定め、なるべく二人以上の者から見積書を取らなければならない。ただし、別に定める場合は省略することができる。

3 契約担当役は、次に掲げる随意契約をしたときは、公表しなければならない。

- (1) 契約価格が250万円を超える工事又は製造。
- (2) 契約価格が160万円を超える財産の買い入れ。
- (3) 契約賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借り入れ。
- (4) 契約価格が50万円を超える重要な財産の売り払い。
- (5) 契約賃貸料の年額又は総額が30万円を超える重要な財産の貸し付け。
- (6) 前五号以外の契約でその契約価格が100万円を超えるもの。

(契約書の記載事項)

第25条 契約担当役は、契約をしようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金、その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成し、これに契約担当役が記名して印を押さなければならない。ただし、次に掲げる場合には契約書の作成を省略することができる。

- (1) 150万円に満たない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物件売払いの場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取る時。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、随意契約による場合において、契約担当役が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

2 前項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の軽微なものを除きなるべく請書をとらなければならない。ただし、別に定める場合は省略することができる。

3 俳優等の出演契約については、前二項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(契約保証金)

第26条 契約担当役は、契約を締結する者から契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、別に定める場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。



(部分払)

第27条 契約担当役は、工事若しくは製造又は物件の買入れでその対価が、150万円以上のものについては、その工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し完成前又は完納前に対価の一部を支払う契約をすることができる。ただし、その支払金額は工事又は製造については、その既済部分に対する対価の10分の9、物件の買入れについては、その既納部分に対する対価を超えることができない。

(財産の貸付け及び売払い)

第28条 契約担当役は、財産を貸し付けるときは、賃貸料を前納させなければならない。ただし、国、地方公共団体に貸し付ける場合又は賃貸期間が6以上にわたる場合においては、賃貸料を後納させ又はこれを分割して定期に納付させる契約をすることができる。

2 契約担当役は、財産を売り払う場合は、その引渡しのときまで又は移転の登記若しくは登録のときまでにその代金を完納させなければならない。

(政府調達)

第29条 政府調達に関する協定その他の国際約束による物品等又は特定役務の調達を実施するために必要な事務の取扱いに関する事項は、別に定める。

## 第5章 取引

(取引命令)

第30条 取引はすべて出納命令役の命令により出納役が行なうものとする。ただし、出納命令役の不在その他の事故のある場合で、法令又は契約の定めるところにより収入又は支払をしなければならないとき、その他緊急やむを得ない理由があるときは出納命令役の命令によらないで収入又は支払をすることができる。

2 出納役は、前項ただし書の規定により収入又は支払をしたときは、その理由を明らかにし、遅滞なく出納命令役の承認を受けなければならない。

(取引金融機関の指定等)

第31条 理事長は、取引金融機関を指定しなければならない。

2 取引金融機関に預金口座又は貯金口座を設ける場合は、出納命令役名義により行うものとする。

(登録印鑑)

第32条 取引金融機関に登録する印鑑は、出納命令役の印鑑としなければならない。

(当座借越契約の禁止)

第33条 出納命令役は、取引金融機関の当座借越契約をしてはならない。

(先日付小切手の振出しの禁止)

第34条 出納命令役は、先日付の小切手の振出しをしてはならない。

(手形等による取引の制限)

第35条 出納命令役は、手形その他の商業証券(小切手を除く。)をもって取引をしてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において他人が振り出した手形その他の商業証券で確実なものを担保として受領するとき及び通則法第45条第1項の規定による短期借入金をするために手形の振出しをする場合においては、この限りでない。

(出納の締切り)

第36条 理事長は、毎日の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納役は、出納の締切時刻後すみやかに帳簿と現金(小切手その他現金に準ずるものを含む。以下この条から第39条までにおいて同じ。)の在高とを照合し、現金を当日又は翌営業日に取引金融機関に預け入れなければならない。ただし、第42条及び第43条の規定による支払をするために保有する現金については、この限りでない。

(債権の請求)

第37条 権利の履行に係る債務者への請求は、書面により行うことを原則とする。

(収納手続)

第38条 出納役が現金を収納したときは、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し領収証書を相手方に交付しなければならない。

2 前条の請求に係る債権が銀行振込の場合、領収書の交付を省略することができる。

(収納金の預入れ)

第39条 出納役は、その収納した現金を直ちに支払にあてることなく取引金融機関に預け入れなければならない。

(支払手続)

第40条 出納役が支払をするときは、必ず領収証書を徴し当該取引に係る伝票請求書その他の関係書類に支払日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

(支払方法)

第41条 支払は原則として金融機関の口座振込により行うものとし、金融機関の発行する振込通知書等を徴するものとする。

2 出納役は、債権者を受取人とする小切手を振り出し交付することができる。

(現金支払)

第42条 出納役は、次に掲げる場合においては、現金の払い戻しを受け現金をもって支払をすることができる。

(1) 給与、旅費又は謝金の支払をするとき。

(2) 振込等手数料が支払金額をこえるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、取引上特に必要があり、あらかじめ、理事長が承認したとき。

(小口現金)

第43条 出納役は、常用の雑費で一件の取引金額が1万円をこえない支払に充てるため又は両替のために必要がある場合には300万円を限度として現金を保管することができる。

2 第1項の現金は、収納した現金をもって充ててはならない。

(小切手事務の取扱い)

第44条 小切手帳の保管及び小切手の作成は出納役又はその補助者でなければ行なうことができない。

2 小切手は、出納命令役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出すことができない。

3 小切手の振出年月日の記入及び押印は当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

(前金払)

第45条 出納命令役は、出納役をして次の各号に掲げる経費について、前金払をさせることができる。

(1) 外国から購入する物品の対価（購入契約に係る物品を当該相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の対価を含む。）

(2) 定期刊行物の対価及び日本放送協会に支払う受信料

(3) 土地、建物その他の財産の賃借料及び保険料

(4) 運賃

(5) 研究又は調査の受託者に支払う経費

(6) 助成金

(7) 諸謝金

(8) 俳優等の出演料

(9) 電話、電気、ガス及び水道の引込工事費並びに料金

(10) 官公署に支払う経費

(11) 負担金

(12) 前各号に掲げるもののほか、取引上特に必要があり、あらかじめ、理事長が承認した経費

(概算払)

第46条 出納命令役は、出納役をして次に掲げる経費について概算払をさせることがで

きる。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に支払う経費
- (3) 助成金
- (4) 負担金
- (5) 財団法人新国立劇場運営財団又は財団法人国立劇場おきなわ運営財団に対する委託費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、取引上特に必要があり、あらかじめ、理事長が承認した経費

(資金の前渡)

第46条の2 振興会の業務上、必要がある場合は、別に定めるところにより、役員又は職員に対し、資金を前渡することができる。

(払いもどし及びもどし入れ)

第47条 事業年度内の受入に係るもので過誤納となったものの払いもどし金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となったもののもどし入金は、当該事業年度の払出勘定科目にもどし入れるものとする。

## 第6章 経理

(伝票)

第48条 取引はすべて伝票によって処理しなければならない。

(帳簿の種類)

第49条 振興会は、経理区分ごとに元帳及び補助簿を備え、それぞれ勘定科目ごとにすべての取引を記録及び保存しなければならない。

(帳簿の記録及び保存)

第50条 元帳及び補助簿の記録及び保存は出納役又はその補助者が伝票に基づいて取引のつど行なうものとする。

第51条 出納役は、前条に規定する元帳及び補助簿の記録及び保存について責任を負わなければならない。

2 出納役は、毎月末日元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記録及び保存の正確を確認しなければならない。

(合計残高試算表の提出)

第52条 出納役及び分任出納役は、毎月末日において元帳を締切り、合計残高試算表を会計機関ごとに作成し、翌月15日までに出納命令役又は分任出納命令役の証明を受けな

なければならない。

- 2 出納役は、前項の合計残高試算表により、会計単位の合計残高試算表を作成し出納命令役の証明を受けた後、監事の監査を経て、翌月 25 日までにこれを理事長に提出しなければならない。

## 第 7 章 決算

(決算精算表の提出)

第 53 条 出納役及び分任出納役は、毎事業年度末日において決算整理し、元帳及び補助簿を締切り、決算書類を作成し、出納命令役又は分任出納命令役の証明を受けなければならない。

- 2 出納役は、前項の決算書類により、決算精算表を作成し出納命令役の証明を受けた後、監事の監査を経てこれを理事長に提出しなければならない。

(財務諸表等の作成)

第 54 条 理事長は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び附属明細書と、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を作成しなければならない。

(たな卸)

第 55 条 出納役は、毎事業年度末日において実地についてたな卸資産のたな卸を行ない、それに基づいてたな卸表を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により出納役がたな卸をする場合、あらかじめ、その所属の職員のうちから理事長の指定する者がこれに立会い、その者が確認の証としてたな卸表に記名押印しなければならない。

(たな卸資産の評価)

第 56 条 たな卸資産の評価基準は低価法で行い、評価方法は先入先出法を用いる。

(有形固定資産の減価償却)

第 57 条 土地、書画工芸品及び図書・資料以外の有形固定資産（以下「有形固定資産」という。）は、毎事業年度末日において資産の種類ごとに定額法により減価償却を行うものとする。

- 2 前項の規定により減価償却をする場合における残存価額は、備忘価額（1 円）に相当する金額とする。
- 3 第 1 項の規定により減価償却をする場合における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）による。ただし、通常の使用度をこえる使用のためにその損耗が著しい有形固定資産については、当該有形固定資産の耐用

年数を短縮することができる。

- 4 耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産を取得し、その将来の残存耐用年数が明らかでない場合においては耐用年数の全部を経過したものについては、耐用年数の10分の2に相当する年数を、耐用年数の一部を経過したものについては当該耐用年数から経過年数を控除した年数に経過年数の10分の2に相当する年数を加算した年数を当該有形固定資産の耐用年数とする。この場合において、1年未満の端数を生じたときは切り捨てるものとする。
- 5 有形固定資産を増築し若しくは改築し又はこれに修繕その他の改良を加えた場合は、当該有形固定資産の耐用年数を延長することができる。
- 6 事業年度の中途において取得した有形固定資産の当該事業年度における償却額は、前5項の規定により計算した償却額に経過月数を12で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

(無形固定資産の減価償却)

第58条 無形固定資産は、毎事業年度末日においてその取得価額を基礎とし、残存価額を零として、期間の定めのあるものについてはその期間、期間の定めのないものについては理事長が別に定める期間により均分して減価償却しなければならない。

(固定資産の除却)

第59条 固定資産が陳腐化、不適応化その他災害等の理由により著しくその価値を減じた場合は前2条の規定による償却の基礎となる価額の全部又は一部を減額することができる。

## 第8章 雑則

(会計機関の義務及び責任)

第60条 各会計機関は、振興会の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行なわなければならない。

- 2 各会計機関は、故意または重大な過失により前項の規定に違反して、振興会に損害を与えた場合はその損害を弁償する責に任じなければならない。

第61条 振興会の会計に関する帳簿、決算に関する書類その他の関係書類の保存期間は別に定めるものとする。

第62条 この規程に定めるもののほか、物品の取扱いその他必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第117号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第24条第3項の規定は、平成18年4月1日以降に契約が開始するものについて適用する。

附 則（平成19年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第126号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第149号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第156号）

- 1 この規程は、平成21年3月16日から施行する。
- 2 第57条第2項の規定は、平成20年4月1日以降の決算において適用する。

附 則（平成21年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第159号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第196号）

この規程は、平成22年3月1日から施行する。